

令和5年 6月 1日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会宛に、周知協力依頼がありました。

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）」について、改正が行われ、令和5年4月1日から適用されることとなりました。改正内容の概略は下記の通りです。改正内容の詳細や、新旧対比表および改正後の THP 指針全文につきましては、別紙をご参照ください。

貴会におかれましても、本件についてご理解の上、会員への周知方につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます

記

【改正内容】

加齢による心身の衰えを確認するフレイルチェック等の健康測定の実施や、保健指導への活用が考えられる旨を規定。

また健康保持増進対策の考え方として、

- 事業者は医療保険者と連携したコラボヘルスの積極的推進すること
- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果の記録等を積極的に医療保険者と共有すること
- 当該記録等は電磁的な方法による保存・管理が適切であることが明確化された。

- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko1/2023ken1_435.pdf